



### 3 地球温暖化対策課及び水大気環境課の設置について

#### (1) 改正の背景

「パリ協定」の発効や国の「地球温暖化対策計画」の閣議決定を踏まえ、本県においても温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、県民、事業者、行政などすべての主体による積極的な取組を推進するとともに、県自らも全庁を挙げて地球温暖化対策を推進していく必要がある。

#### (2) 改正の内容

平成30年4月1日から、地球温暖化対策に係る施策の執行体制を強化するため、現行の「大気環境課（地球温暖化対策室を含む）」及び「水地盤環境課」を再編し、「地球温暖化対策課」を設置する。

また、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染等に係る環境保全のための規制業務を一元化し、合理的かつ円滑な執行体制を確保するため、「水大気環境課」を設置し、併せて同課の課内室として「生活環境地盤対策室」を設置する。

#### ◆組織の新旧比較◆

現 行	改 正 案
<pre>graph TD; A[環境部] --- B[大気環境課]; A --- C[地球温暖化対策室]; A --- D[水地盤環境課];</pre>	<pre>graph TD; A[環境部] --- B[地球温暖化対策課]; A --- C[水大気環境課]; A --- D[生活環境地盤対策室];</pre>



## <附属機関>

### 1 農業共済保険審査会の廃止について

- 農業共済保険審査会は、農業災害補償法に基づき、農業共済組合連合会の組合員が農業共済組合連合会に対して訴を提起する場合に事前審査等を行う法令必置の附属機関として設置してきた。

審査会としての開催実績がなく、今後も開催が見込まれない中で、法律による設置義務がなくなったことから、平成30年4月1日から廃止する。